

障害者等の富山市営駐車場の利用支援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者等が富山市営駐車場(以下「駐車場」という。)を利用するに当たり、その利用に要する経費の負担を軽減すること(以下「利用支援」という。)により、身体障害者等の外出の機会を増やし、社会参加を促すことを目的とする。

(対象者の範囲)

第2条 この要綱により、利用支援を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害の程度が1級若しくは2級に該当するもの又は富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)第4条の規定により療育手帳の交付を受けている者であって、当該療育手帳に記載されている障害の程度がAに該当するもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害の程度が1級に該当する者とする。

(利用支援の実施)

第3条 市長は、対象者が運転し、又は同乗する自動車が駐車場を利用するときは、その料金のうち、駐車場への入庫から1時間当たりの額に相当する料金を減免することができる。

2 対象者のうち、減免を受けようとする者は、駐車場の入場又は出場の際に、駐車券とともに、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳等を提示しなければならない。ただし、富山市営桜町駐車場、富山市営総曲輪駐車場及び富山市営駅北駐車場においては、駐車券の提示を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の障害者等の富山市営駐車場の利用支援に関する要綱(平成16年7月1日施行)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(施行期日)
- 4 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(施行期日)
- 5 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(施行期日)
- 6 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。